

3-8 賃金上昇率等の推移

(単位：%)

	きまって支給する給与①	消費者物価指数②	①-②		きまって支給する給与①	消費者物価指数②	①-②
昭和 57 (1982)	4. 6	2. 8	1. 8	平成 4 (1992)	2. 5	1. 6	0. 9
58 (1983)	3. 2	1. 9	1. 3	5 (1993)	1. 5	1. 3	0. 2
59 (1984)	3. 2	2. 3	0. 9	6 (1994)	2. 0	0. 7	1. 3
60 (1985)	2. 9	2. 0	0. 9	7 (1995)	1. 5	-0. 1	1. 6
61 (1986)	3. 0	0. 6	2. 4	8 (1996)	1. 4	0. 1	1. 3
62 (1987)	1. 9	0. 1	1. 8	9 (1997)	1. 3	1. 8	-0. 5
63 (1988)	3. 0	0. 7	2. 3	10 (1998)	-0. 3	0. 6	-0. 9
平成元 (1989)	3. 8	2. 3	1. 5	11 (1999)	0. 0	-0. 3	0. 3
2 (1990)	3. 8	3. 1	0. 7	12 (2000)	1. 0	-0. 7	1. 7
3 (1991)	4. 0	3. 3	0. 7	13 (2001)	-0. 8	-0. 7	-0. 1
				過去 5 年	0. 24	0. 14	0. 10
				過去 10 年	1. 01	0. 43	0. 58
				過去 15 年	1. 77	0. 92	0. 85
				過去 20 年	2. 18	1. 17	1. 01

(注) きまって支給する給与の上昇率は、平成 3 (1991) 年以降は事業規模 5 人以上、同年以前は事業規模 5 人以上の接続指数の試算における指数の上昇率である。

3-9 我が国の年金額のスライド方式の経緯

	新規裁定時	裁定後
昭和 48 (1973) 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金の報酬比例部分について賃金再評価を導入 ○ 国民年金は政策改定 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金、国民年金ともに、毎年の給付改定は物価スライドで行うこととし、5年ごとの財政再計算時に、厚生年金については賃金再評価、国民年金については国民生活の動向等を踏まえ政策改定することとした。 ○ 物価スライドの導入 物価上昇率が5%を超えて変動した場合に、変動率を基準として年金額を改定
平成元 (1989) 年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 完全自動物価スライド制の導入 5%枠を撤廃
平成 6 (1994) 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金について、賃金再評価を可処分所得の上昇に応じた再評価に変更 	
平成 12 (2000) 年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 既裁定年金のスライドを物価スライドのみに変更
平成 12 (2000) 年～ 平成 14 (2002) 年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 物価は下落しているが、物価スライドは凍結 (累積で▲1.7%)

3-10 欧米主要国の新規裁定時及び裁定後の年金額のスライド方式

	新規裁定時	裁定後	備考
アメリカ	<p>賃金スライド 新規裁定時に、過去の賃金を平均賃金上昇率に基づき再評価</p> <p>※ 社会保障年金委員会報告で示された改革案の中では、賃金再評価の指標について、①物価スライドとする、②将来の平均余命の上昇によっても世代間の公平を保つよう、賃金スライドと物価スライドの中間値でスライドするといった提案が示されている。</p>	<p>物価スライド 物価下落の場合には、改定しない</p>	
ドイツ	<p>可処分所得スライド 前年の可処分所得の変動に応じて、「年金現在価値」を毎年改定</p>		2000年及び2001年につき可処分所得スライドを凍結し、物価スライドとした。
スウェーデン (注)	<p>概念上の拠出建て 年金額は、拠出された保険料をもとに、1人当たりの名目賃金上昇率をみなし運用利回りとして年金原資を計算し、65歳時の平均余命の年数を基本とする除数で年金原資を割って算出。(なお、新規裁定時の年金額の算定に際し、制度上の予定実質賃金上昇率(1.6%)を、支給当初から年金額に前倒して織り込み。)</p>	<p>名目賃金スライド 物価上昇率+(実質賃金上昇率-1.6%) 実質賃金上昇率が1.6%を上回る場合、年金額は物価上昇率以上にスライド(1.6%を下回る場合、物価上昇率以下のスライドしか行わない)</p>	<p>自動財政均衡メカニズム 出生率低下による被保険者数の減少等により年金財政が悪化した場合に、自動的に年金額のスライド率を変動させることにより年金財政の均衡を図る。</p>
イギリス	<p>賃金スライド 新規裁定時に、保険料の対象となった毎年度の賃金のうち、上限の賃金額までの額を平均賃金上昇率に基づき再評価</p>	<p>物価スライド</p>	

(注) イタリアやラトビアでは、スウェーデン同様の概念上の拠出建て方式を導入しているが、みなし運用利回りについては、1人当たりの名目賃金上昇率ではなく、GDPの成長率(ラトビアでは国全体の賃金総額の伸び率)を採用しているとされている。(なお、イタリアでは、裁定後は物価スライド。)

4-1 受給している年金額の算定方法を変更し年金水準の引下げを行った例

○ 平成 12 (2000) 年改正

- ・ 将来の保険料負担の伸びを抑制するため将来の給付総額を抑制することとし、その一環として、厚生年金の報酬比例部分の年金額の算定方式に係る給付乗率を、経過的な乗率を含めてすべて 5 % 引き下げる ($7.5/1000 \rightarrow 7.125/1000$) こととされた。
- ・ ただし、経過措置を講じ、新たに年金を受給することとなる人を含め全受給者について、新しい年金額算定式による年金額が、物価スライドを含めた改正前の年金額算定式による年金額を下回る場合には、物価スライドを含めた改正前の年金額算定式による年金額を保障する (すなわち物価スライド付き従前額保障) こととされた。

○ 共済年金 (昭和 61 (1986) 年改正)

- ・ 共済年金の年金額の算定は、従来、「一般方式」 (= 俸給年額に組合員期間に応じた率を乗じる方式。) と「通年方式」 (= 定額部分と俸給年額に比例した部分を合算する方式。) のうち、いずれか有利な方式で算定することとされていた。
- ・ 昭和 61 (1986) 年の共済年金改正では、既に受給している年金のうち、従来一般方式で年金額が計算されているものについて、通年方式で裁定替えを行うこととした。
- ・ この結果、年金額が下がる者については従前額が保障されるが、この場合、通年方式による年金額が物価スライドされていって従前額に達するまでは、従前額は名目額

据え置きとされた。

- ・ また、俸給年額についても、従来の退職前1年の平均本俸に一定の乗率をかける方式から、全期間の平均標準報酬月額を基礎として計算する方式に改められた。

○ JR共済（平成元（1989）年改正）

- ・ 平成2（1990）年度～平成8（1996）年度において、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直し（公的年金の一元化）が完了するまでの間の当面講ずべき措置として、厚生年金及び共済年金の老齢・退職年金給付のうち「共通部分」について、費用負担を調整するための事業が行われた。（制度間調整事業）
- ・ 具体的には、厚生年金、NTT共済、地方共済、私学共済、農林共済が、JR共済、JT共済を財政支援するものであり、この際、JR共済の自助努力（年額1,850億円）の一環として、既に受給している年金のうち退職時特別昇給分の削減が行われた。（総額50億円相当）

※ 昭和50年代以降、一定年齢以上の勧奨退職者については、原則として全員に約3.5年分の退職時特別昇給が行われ、その金額がそのまま年金額に反映された。（平均でみて、約7%の年金額の上昇に相当した。）

○ 農業者年金

- ・ 農業者年金基金法に基づく農業者年金については、農業就業人口の高齢化、農業の担い手の減少等により年金財政が逼迫していることから、平成 13（2001）年に所要の改正が行われた。
- ・ 具体的には、農業経営の近代化を推進する観点から、農地を経営移譲した者に対して農業者老齢年金より高額の年金を支給する経営移譲年金（給付に必要な費用の全額が国庫助成によって賄われている。）について、既に受給している年金に係る給付額を 9.8%削減した。（なお、9.8%は、既に受給している年金額の平均引下げ率であり、経営移譲年金と農業者老齢年金の支給総額に対する経営移譲年金の削減額の割合。）

○ アメリカにおける 1983 年レーガン改革

- ・ 高額年金受給者の年金に課税し、それを年金給付の財源とする仕組みを設けた。

4-2 農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書（平成13年2月8日）に対する政府答弁書（抄）

公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権である。

財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和53年7月12日最高裁判所大法廷判決では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

既裁定年金額の引下げについても、この判決で示された考え方に沿って、憲法第29条に照らし許容されるか否かを判断すべきものであると考えている。

今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和 53 年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- 1 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
 - 2 年金額引下げの水準は、月額二千円から四千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の 1 %程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
 - 3 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができること
- から、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第 29 条に照らしても許容されるものと考えている。

また、現行制度をこのまま継続した場合には、遅くとも平成 14 年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。